

平成29年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

平成30年7月現在
単位:ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
有明※1	平成29年6月27日	2.2
千歳※1	平成29年6月23日	2.2
江戸川※1	平成29年4月4日	0.44
墨田※1	平成29年4月15日	0.14
北※1	平成29年6月28日	0.20
新江東※1	平成29年6月7日	0.24
港※1	平成29年4月20日	0.43
豊島※1	平成29年6月2日	6.6
	平成29年8月22日	0.59
渋谷※1	測定なし※2	—
中央※1	平成29年5月31日	0.45
板橋	平成29年6月20日	0.22
多摩川	平成29年7月26日	1.9
足立	平成29年4月7日	0.38
品川	平成29年4月26日	0.58
葛飾	平成29年6月9日	0.55
世田谷	平成29年7月11日	0.23
大田	平成29年6月29日	0.49
練馬	平成29年5月9日	0.22
杉並	平成29年11月14日	0.30
中防灰溶融施設	平成29年5月29日	0.45

(注1) 飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g

ただし、※1は既設施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。

(注2) ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位

(注3) ※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。